

規制基準

特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

地域の区分	時間の区分		
	昼間 (8時から19時まで)	朝・夕 (19時から22時まで) (6時から8時まで)	夜間 (22時から6時まで)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	40 dB
第一種住居地域 第二種住居地域 第一特別地域	55 dB	50 dB	45 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域(第一特別地域を除く) 第二特別地域	65 dB	60 dB	50 dB
工業地域(第二特別地域を除く) 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB
用途地域の定めのない地域	60 dB	55 dB	50 dB

(注1) 騒音の測定地点は特定工場等(特定施設を設置する工場又は事業場)において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。

(注2) 「第一特別地域」とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲30メートル以内の地域をいう。

(注3) 「第二特別地域」とは、工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲30メートル以内の地域をいう。

(注4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(以下「学校等」という。)であつて、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域に存するものの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

特定工場等において発生する振動に係る規制基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (8時から19時まで)	夜間 (19時から8時まで)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	60 dB	55 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域工業地域	65 dB	60 dB
用途地域の定めのない地域	60 dB	55 dB

(注1) 振動の測定地点は特定工場等において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。

(注2) 学校等の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。